



(全3回)

公営企業会計で何が変わる？

2月号では、本市の公共下水道事業の現状を掲載しました。今回は、現在、移行が進められている「公営企業会計」について解説します。

市の会計は、3つに分けられます。皆さんにとって身近な行政サービスに関わる「一般会計」と、保険料や利用料などの収入で運営していく「特別会計」、民間企業と同じ考え方にに基づき処理を行う「公営企業会計」です。現在、本市では、市立病院事業と下水道事業で公営企業会計を取り入れています。

公共下水道事業は、事業運営の効率化や健全化を図るため、令和2年度に向けて、特別会計から公営企業会計への移行を進めています。

公営企業会計へ移行すると、「予算区分」「経理方法」「経理の考え方」「資産把握方法」「出納整理期間」の5つが変わります。それぞれの内容は、下表「公共下水道事業が公営企業会計に移行すると何が変わる？」を確認ください。

公共下水道事業が公営企業会計に移行すると何が変わる？

	官公庁会計 (今まで)	▶	公営企業会計 (これから)
予算区分	歳入・歳出のみ 現金の収入と支出が起こったことを基に、歳入と歳出の2つに分けて整理・集計	▶	損益取引と資本取引 下水道事業の運営に関する取引(損益取引)と施設の整備や建設などに関する取引(資本取引)を分けて整理・集計
経理方法	単式簿記 家計簿のように、現金収入や現金支出というお金の出入りのみを記録する方式	▶	複式簿記 家計簿のようなお金の出入りだけでなく、財産や借金の増減も記録する方式
経理の考え方	現金主義 現金収入や現金支出があった時点で収益や費用の認識をする考え方	▶	発生主義 現金の動きに関わらず、取引が発生した時点、経済的価値の増減があった時点で収益や費用を認識する考え方
資産把握方法	財産台帳等 土地や機械、施設などの現金以外の財産を、それぞれの台帳で管理する方式	▶	減価償却管理 長期間使用する資産を取得するための支出を、耐用年数にわたって費用配分するほか、資産の価値の減少相当額を費用に計上し管理する方式
出納整理期間(※)	有り (翌年度5月31日)	▶	無し

※年度内に収入・支出すべきと確定しているが未収入・未払いとなっているものについて、収入・支出を行うことができる期間

問 下水道課下水総務係 ☎36412193

4月号では「公営企業会計のメリット」を解説します。

今回の会計移行に伴い、市民の皆さんにさせていただく手続きはありません。今までもおり利用できます。

分析をしながら、状況に応じた適正な運営を行っていきます。

公共下水道事業では、排水管やポンプ施設など、多くの資産を管理しています。今後は、新設・普及拡大の段階から、維持管理・改築更新の段階に移り変わり、これに伴う資産の適切な管理や、経営状況の的確な把握が、より一層求められます。